

重要事項説明書



1. 【設置主体と法人施設】

- (1) 社会福祉法人愛の園福祉会（法人本部：由布市庄内町柿原 410 番地 1）
- (2) 法人施設：（由布市）ひばりこども園、ひばり放課後児童クラブ、きらりこども園
（竹田市）なおいりこども園、なおいり児童クラブ、みやこの保育所

2. 【幼保連携型認定こども園の目的及び運営について】

- (1) 本園は、就学前の教育・保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 18 年法律第 77 号。以下「認定こども園法」という。）第 2 条第 7 項に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとしての満 3 歳以上の子どもに対する教育、並びに保育を必要とする 0 歳からの子どもに対する保育を一体的に行い、これらの子どもの健やかな成長が図られるよう環境を創造し、その心身の発達を助長するとともに、保護者に対する子育ての支援を行うことを目的とします。
- (2) 本園は、教育基本法（平成 18 年法律第 120 号）、認定こども園法及び子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）その他の関係法令を遵守して運営を行っています。

3. 【きらりこども園の機能及び職員について】

- (1) 幼保連携型認定子ども園とは、幼稚園と保育園の機能を併せもった、一体的保育を行う施設をいいます。
- (2) 保育教諭とは、幼稚園教諭・保育士両方の資格を有する職員を言います
- (3) 本園では他に、看護師・子育て支援員・管理栄養士・調理師・用務員等の職員を配置しています。

4. 【入園資格について】

本園に入園することのできる者は、以下のとおりです。

- (1) 0 歳から 3 歳未満の子ども（以下、3 号児）～親の就労が必要
- (2) 満 3 歳以上で、小学校就学前までの子ども（以下、2 号児）～就労証明が必要
- (3) 2 号以外の満 3 歳以上で小学校就学前の子ども（以下、1 号児）～就労条件なし
- (4) 1 号だが就労のため預かり保育を利用する子ども（新 2 号児）～就労証明が必要（無償化の対象）

5. 【利用定員及び学級編制について】

- (1) 利用定員は 75 名です。内訳は、1 号児（15 名）、2・3 号児（60 名）となります。
- (2) 1 号児にかかる学年は 3 年ですが、2 号児と一体的保育で集団活動を行ってまいります。

6. 【学 期】

1 号児にかかる学期は、1 年を分けて次の 3 保育期です。

- 第 1 保育期 4 月 1 日から 8 月 31 日まで
- 第 2 保育期 9 月 1 日から 12 月 31 日まで
- 第 3 保育期 1 月 1 日から 3 月 31 日まで



7. 【休園日等について】

本園の休園日は次のとおりです。

- (1) 日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日。
- (2) 土曜日（1号児は認定外なので休園です）。
- (3) 1号児の長期休業
夏季休業（夏休み）8月1日～8月31日まで、冬季休業（冬休み）12月29日～1月3日まで。
学年末始休業（春休み）3月25～4月3日まで。
- (4) 年末年始の休園日（全園児対象）は、12月29日～1月3日です。
- (5) その他園長が必要と認めた日。

8. 【教育及び保育を行う期間及び時間について】

本園の開園時間及び授業日時数等は次のとおりとします。

開園している時間は、7時00分～19時00分の12時間です。



(1) 教育（1号児）

教育を行う期間は、原則として下記のとおりです。

1学年の教育週数 39週以上

一週の教育日数 5日（土曜休み…別表1参照）

1日の教育標準 7時間 8：00～15：00（18時まで預かり保育は可能です…別表1）

(2) 教育及び保育（2号児、3号児）

教育・保育時間、開所時間は原則として次のとおりです。

保育標準時間は、11時間 7：00～18：00

保育短時間は、8時間 8：30～16：30 が認定時間となります。

9. 【教育課程について】

教育課程は「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の基準により園長が定めています。

10. 【保育・教育の内容について】

幼保連携型認定こども園教育・保育要領に示された五領域（健康、人間関係、環境、言葉、表現）のねらいが達成されるよう、集団での学びを通して個々への体験へと繋げてまいります。

11. 【入園について】

- (1) 1号児の入園（2号から1号へ変更含む）を希望する方は、所定の入園願書を提出して下さい。
- (2) 入園の選考は、市町村が行う調整及び要請にできる限り協力し、在園児が優先されるよう配慮するとともに、教育を受ける必要性が高いと認められる子どもが利用できるよう選考してまいります。
- (3) 2号児及び3号児入園の選考は、市町村が行う調整及び要請にできる限り協力し、保育の必要量及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる子どもが優先的に利用できるよう選考されます。

12. 【退園、休園や住所変更等について】

年度途中で退園又は休園する場合、又は住所や姓名の変更があった場合は、市とは別に園へ所定の様式での届出が必要です。また、保育料及び給食費を3ヶ月以上滞納し、督促にも応じない場合は退園していただく規定になっておりますのでご理解ください。

13. 【学校医等について】

- (1) 嘱託学校医は、医療法人三ヶ田慈愛会理事長の三ヶ田智弘先生です。
- (2) 嘱託学校歯科医は、吉村歯科クリニック院長の吉村俊幸先生です。
- (3) 嘱託学校薬剤師は、きむら薬局上野丘店の児玉淳薬剤師です。

14. 【保育料、給食費及び延長保育料等の費用と納入方法について】

- (1) 保育料、給食費、延長保育料などは、園が直接徴収します。
- (2) 3～5歳の幼児教育・保育料は無償ですが、給食費の納入は義務となっています。
- (3) 1号児の預かり保育15時以降は、就労証明書により(新2号)無償化の対象です(別表1参照)。
- (4) 2・3号児の延長保育は、実費負担となります(別表1参照)。
- (5) その他、保育の提供における費用のうち、P5【別表1】に掲げるものを申し受けます。

15. 【緊急時及び事故発生時等における対応方法について】

- (1) 子どもに病気や事故等の急変が生じた場合、その他必要な場合は速やかに嘱託学校医等又は利用児童の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講じます(緊急連絡表の提出をお願いしております)。
- (2) 園内外に安全対策としての24時間記録カメラを設置し、子どもたちの安全確保を図っています。

16. 【非常災害対策について】

本園は、自動火災報知設備や消火器等の必要な設備を設けるとともに、火災、地震、風水害等の様態ごとに非常災害に対する具体的計画を策定し、日頃から非常災害時の体制を万全にするための努力をしています。(毎月1回避難訓練をしていますますが年1回程度、送迎時間帯に避難訓練を実施する予定にしていますので、その時お迎えに来園中は、一緒に避難行動の参加をお願いします)

17. 【虐待の防止のための措置に関する事項】

本園は、園児の人権の擁護、虐待の防止等の責任者を設置し、職員に対し研修を実施する等の措置を講じています。同時に行政機関との連携を図ってまいります。

18. 【職員体制の確保等について】

法により職員の資質向上などを目的に多岐にわたる研修受講が定められています。出来るだけ保育に影響を及ぼさないように努力をしていますが、お願いをしないといけない研修の場合は早めにご案内させていただきますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。

19. 【衛生管理等について】

- (1) 園の給食設備及び飲用水設備について、衛生的な管理に努め衛生上必要な措置を講じています。
- (2) 施設内において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるとともに、職員による清潔の保持(毎日の清拭掃除等)及び健康状態についても必要な管理を行っています。また、新型コロナウイルス感染防止対策について、適宜ご案内とご協力をお願いしております。

20. 【個人情報等秘密の保持について】

- (1) 本園職員は、業務上知り得た子どもやその家族等の秘密の保持について、守秘義務指導をしております。

(2) 本園の職員であった者が、正当な理由なくその業務上知り得た児童又はその家族の秘密等を漏らすことがないように職員ではなくなった後においても、これら秘密を保持すべき旨を雇用契約時に結んでおります。

2.1. 【苦情解決に関する事項】

(1) 本園は、利用する子どもの保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置し、これを掲示しています。（玄関に「ご意見箱」を設置しています）

コドモンアプリ内の「資料室」に苦情解決関係文書を掲載しています。

(2) 本園は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録し、解決に向けて適切に対処するよう第三者委員会（挾間町在住の有識者2名）を設置し体制を整えております。

2.2. 【園の評価に関する事項】

本園では、適切な園運営と教育・保育が行われているか、職員の自己評価及び保護者アンケートの評価結果を基に、学校関係者評価委員会（地域の評価委員）で検証を行い、総合的に園評価が行える体制を整えておりますが、新型コロナの終息をみて実施してまいります。

そして、この結果は本園ホームページに公開する予定です。

きらりこども園ホームページアドレス

<http://www.ainosono-fukushikai.or.jp/kirari/>



【別表1】

令和4年4月1日現在

1 特定教育・保育の提供に要する利用者負担金（実費徴収分、上乘せ徴収分）

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額
園外行事に係る費用		0円 当分の間徴収はなし
園バス使用に係る費用		0円 当分の間徴収はなし
誕生会に係る費用		0円 当分の間徴収はなし
発表会に係る費用		0円 当分の間徴収はなし
保育材料に係る費用		0円 当分の間徴収はなし
1・2号認定の園児に係る給食費	令和元年10月施行、幼児教育・保育の無償化に伴う食材料費利用者実費負担における副食・おやつ費分とする。	主食費 500円 副食費 4,500円 (副食費免除者は主食費の500円)
遠足に係る交通費	公共交通機関(列車、バス等)その他移動手段に要する経費	実際に要した経費
利用者負担金口座振替(当分の間運用なし)	基本振替手数料/月は園負担 個人口座振替手数料は利用者負担	請求月保育料+時間外利用料+給食費+振替手数料
通常の活動に係る費用	カラー帽子:1歳児以上 体操服:2歳児以上	時価

2 時間外保育に係る利用者負担金

認定別	認定時間	対象時間帯	認定外保育料	
1号認定	教育標準時間の 預かり保育(幼稚園型)	7:00~8:00	当分の間徴収なし	
		15:00~18:00	1回利用/450円	*新2号認定児は無償化の対象
	認定日外	行事日以外の土曜日	8:00~15:00	半日利用1回/450円 1日利用1回/900円 (左記対象時間以外は別に定める)
	月7回以上利用の場合は月額上限を3,000円とする			
2・3号認定	保育短時間	7:00~8:30	当分の間徴収なし	
		16:30~18:00	1分25円の加算 1	
	保育標準時間	18:00~19:00		
保育標準時間・保育短時間ともに月額上限2,000円とする			2	

(1) 2・3号認定(標準・短時間)の利用料は、由布市及び由布市保育協議会の申合せによる 1・2。

(2) 1号認定(新2号含む)の土曜日利用における副食費免除は適用されない。

(3) 1号認定(新2号含む)の長期休業時の利用については、当分の間通年利用の扱いとする。

3 本園は、上記費用の支払いを受けた場合は、利用料袋の領収印及び口座振替証をもって領収の証とする。



